

1. 死亡届について

7日以内

死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

埋火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

届出地

死亡者の本籍地、届出人の所在地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村の役所または役場

届出人

- ・ 親族
 - ・ 同居者
 - ・ 死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・ 公設所の長
 - ・ 成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

必要なもの

- ・ 死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの) 1通
- ・ 印鑑

市川三郷町に届出を提出する場合は

【平日(8:30～17:15)】市川三郷町役場本庁舎 1階町民課・三珠庁舎住民サービス係・六郷庁舎住民サービス係

【夜間】市川三郷町役場本庁舎 1階建物裏側守衛室

【休日】市川三郷町役場本庁舎 1階建物裏側守衛室・三珠庁舎職員通用口・六郷庁舎職員通用口

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土・日曜日、祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合 → おおむね 7日
- ・本籍地以外に届出をした場合 → おおむね 10日～14日

※年末年始・大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

住民票について ※亡くなられた方が市川三郷町に住民登録がある場合 14日以内

世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した役場(役所)から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。

- ・届出される方……亡くなられた方と同世帯の方

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

町民課 町民係

電話番号 055-272-1105

FAX番号 055-272-1198